

登園届（保護者記入）

ひめむろこども園 園長殿

組 園児名

年 月 日 医療機関 において

病名「 」と診断されました。

病状が回復し、集団生活に支障がない状態になりました。 年 月 日より登園いたします。

年 月 日

保護者名 印

子ども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎ、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できることが大切です。

厚生省のガイドラインに沿って、園児がよくかかる下記の感染症について、登園のめやすを参考に、かかりつけ医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。なお、下記に関わらず症状のある場合は、受診の上、登園できるか医師と相談し、子ども園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園してください。

| 感染症名 | 感染しやすい期間 | 登園のめやす |
|------------------------|--|--------------------------------|
| 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間 | 抗菌薬内服後24～48時間経過していること |
| マイコプラズマ肺炎 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| 手足口病 | 手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間 | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑（リンゴ病） | 発しん出現前の1週間 | 全身状態が良いこと |
| 感染性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルス等） | 症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要） | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
| ヘルパンギーナ | 急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要） | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| RSウイルス感染症 | 呼吸器症状のある間 | 呼吸器症状が消失し、全身の状態が良いこと |
| 帯状疱疹 | 水疱を形成している間 | すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること |
| 突発性発しん | | 解熱し機嫌が良く全身の状態が良いこと |
| インフルエンザ | 症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染症が強い） | 発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 発熱・充血等の症状が出現した数日間 | 発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること |

※子ども園で感染症の流行が起こった場合、その感染の拡大を防ぐ必要があるときに限り、園長が
嘱託医の意見を聞き、上記の感染症を緊急的に登園許可書の措置をとることがあります。